

# 第8章 都市計画

## 1 都市計画のあらまし

### (1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の選択と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを、都市計画に定め、計画的に整備することにより、理想的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となった高度成長期に区域区分(線引き)、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、厳しい財政的制約などにより、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

### (2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

都市計画区域が指定されると、①一定規模以上の開発行為について許可を受けなければならない(都市計画法第29条)、②目的税としての都市計画税を徴収することができる(地方税法第702条)、③建築行為につき確認を受けなければならない範囲が強化され、建築基準法第3章の規定が適用される(建築基準法第41条の2)など法律的に制約を受けることになる。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日に13市17町の計30市町(27都市計画区域)まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。都市計画区域人口は、令和2年3月末で約90万人で県総人口の約82%、区域面積は、124,854haで県土の約13%となっている。

都市計画法適用市町一覧表							令和2年3月31日現在
都市計画 区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用 年月日	最終決定 年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)		
山形広域	山形市	38,130	243.8	15,990	240.8	S3.9.10	S44.12.5
	上山市	24,093	29.8	2,180	21.8	S22.12.3	
	天童市	11,301	61.9	7,180	61.0	S22.9.8	
	山辺町	6,145	14.2	1,320	13.5	S35.11.25	
	中山町	3,115	11.1	1,800	11.1	S43.12.28	
東南村山地区(山形広域)計		82,784	360.8	28,470	348.2		
寒河江	寒河江市	13,903	40.9	5,109	40.4	S22.12.3	H14.5.7
河北	河北町	5,245	18.0	3,511	18.0	S22.9.5	H11.4.6
西川	西川町	39,319	5.2	5,844	5.0	S49.7.29	S56.1.23
朝日	朝日町	19,681	6.6	606	4.6	S32.5.14	S43.9.17
大江	大江町	15,408	7.9	785	6.3	S11.7.13	H20.4.1
西村山地区計		93,556	78.6	15,855	74.3		
村山	村山市	19,698	23.5	1,754	12.0	S22.9.5	H21.5.22
東根	東根市	20,694	47.6	6,233	46.6	S27.8.14	H21.5.22
尾花沢	尾花沢市	37,253	16.1	870	6.4	S27.12.24	S43.10.4
大石田	大石田町	7,954	6.9	487	3.8	S22.9.5	S43.9.24
北村山地区計		85,599	94.1	9,344	68.8		
新庄	新庄市	22,285	35.5	4,938	29.8	S17.3.4	S50.6.27
金山	金山町	16,167	5.3	1,236	2.6	S25.5.23	S43.7.24
最上	最上町	33,037	8.3	3,017	6.6	S49.7.29	S56.1.21
真室川	真室川町	37,422	7.4	1,053	3.5	S25.5.23	S60.1.22
最上地区計		108,911	56.5	10,244	42.5		
米沢	米沢市	54,851	79.4	8,830	73.3	S8.5.10	S47.11.10
南陽	南陽市	16,052	31.0	2,025	26.7	S22.9.5	S46.3.29
高畠	高畠町	18,026	23.0	2,515	15.3	S22.9.5	S60.1.22
川西	川西町	16,660	14.9	1,982	6.8	S26.5.24	H26.6.13
東南置賜地区計		105,589	148.3	15,352	122.1		
長井	長井市	21,467	26.3	2,313	17.9	S14.5.22	H22.3.30
小国	小国町	73,756	7.3	768	4.6	S14.8.7	S43.7.24
白鷹	白鷹町	15,771	13.4	1,053	6.4	S34.2.16	H13.5.25
西置賜地区計		110,994	47.0	4,134	28.9		
鶴岡	鶴岡市	131,153	124.7	25,281	113.8	S3.9.10	H25.4.12
酒田	酒田市	60,297	100.7	11,569	79.0	S8.5.10	R1.12.17
	遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7	—
八幡	酒田市	—	—	625	3.3	S35.11.25	S43.7.24
余目	庄内町	24,917	20.9	884	9.3	S22.9.5	S43.12.23
三川	三川町	3,322	7.4	1,475	5.2	S44.3.20	H1.4.28
遊佐	遊佐町	20,839	13.5	1,047	5.6	S23.5.23	S43.10.4
庄内地区計		240,528	267.2	41,455	217.0		
27都市計画計〔13市17町〕		827,961	1,052.5	124,854	901.8		↑旧法における「法適用の指定」も含まれています。
山形県全体〔13市19町3村〕		932,315	1,093.2				

注)・東根都市計画区域面積には、河北町(209ha)を含む。  
 ・遊佐都市計画区域面積には、酒田市都市計画区域分(547ha)を含みます。  
 ※ 鶴岡、藤島、柳引、温海都市計画区域は、H25.4.12に統合し、鶴岡都市計画区域となった。

### (3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再

生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、すべての住民が出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、魅力的なまちにすることや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための制度である。

(4) 都市計画の手続き

都市計画の決定、変更は、都市計画の種類や規模に応じて、県、市町が役割を分担し、公聴会、説明会等による住民の意見の反映、関係行政機関との協議、都市計画案の縦覧等の一連の手続の後、県の都市計画審議会、又は市町の都市計画審議会の議を経て行われる。

都市計画の決定・変更件数

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
山形県	4	2	6	6	11	4	2	7
市町	19	24	16	18	27	4	26	24

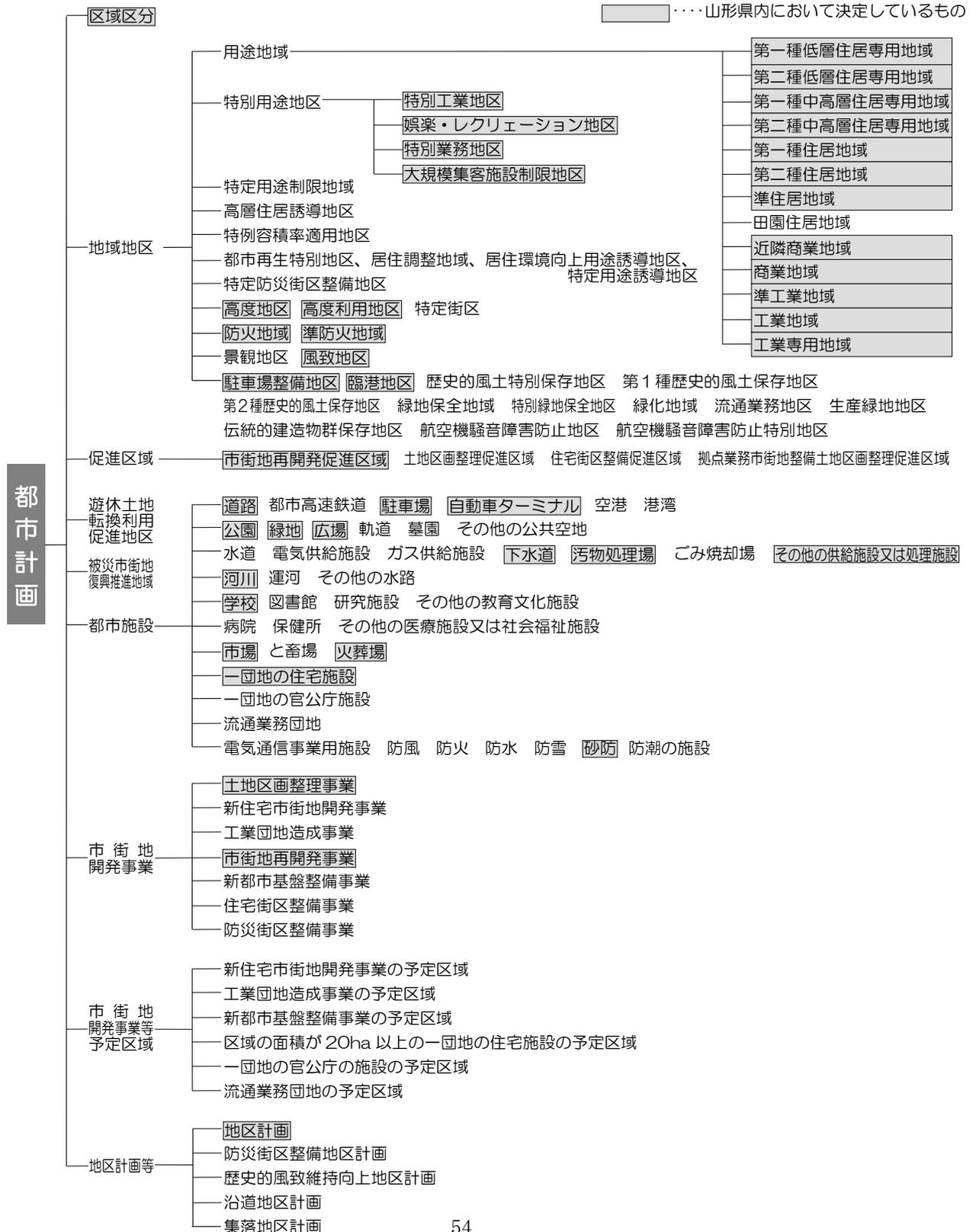
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
山形県	10	3	1	4	3	2	6	4
市町	20	12	15	14	15	12	6	10

## 2 都市計画の内容

都市計画は、

- ①土地利用に関する計画
- ②都市施設の整備に関する計画
- ③市街地開発事業に関する計画

の3本の柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要なものを一体的、総合的に定めている。





を前提としてきたが、平成12年5月の都市計画法改正により区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定める都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では全国に先がけ、山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町からなる山形広域都市計画区域を昭和45年3月30日に決定している。更に、その後の社会経済的な変化をとらえ16回にわたり区域の変更を行っている。

酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域では、昭和59年3月30日に決定し、その後6回にわたり区域の変更を行っている。

鶴岡都市計画区域では、平成16年5月14日に決定した。なお、平成25年4月12日には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域の拡大を行っている。

なお、区域区分は「線引き」とも呼ばれている。

#### 市街化区域の現況

令和2年3月31日現在

		都市計画区域 面積(ha)	市街化区域 面積(ha)	都市計画区域 人口(千人)	市街化区域 人口(千人)
山 形 広 域	合 計	28,470	6,290	337.1	247.1
	山形市	15,990	4,093		
	上山市	2,180	720		
	天童市	7,180	1,063		
	山辺町	1,320	218		
	中山町	1,800	196		
酒 田	合 計	12,143	2,876	82.1	67.9
	酒田市	11,569	2,733		
	遊佐町	574	143		
鶴 岡	鶴岡市	25,281	2,327	99.8	77.7

## (2) 地域地区

用途地域などの地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

### ① 用途地域

用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るもので、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13地域がある。

用途地域が指定されると、建築基準法により建築物の用途が規制され、更に容積率、建蔽率等の制限を行うことによって土地利用計画を段階的に実現することができる。

令和2年3月31日現在、本県では、三川を除く26の都市計画区域において用途地域が

指定されている。

用途地域決定一覧

上段：面積 (ha)  
下段：構成比 (%)

令和2年度3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	住 居 系								商 業 系		工 業 系			合 計	決定年月日 当初/最終
		一 低	二 低	一中高	二中高	一 住	二 住	準 住	田 住	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専		
山形広域	山形市	336.0 (8.2)	529.5 (12.9)	167.0 (4.1)	450.0 (11.0)	928.5 (22.7)	197.0 (4.8)	256.0 (6.3)		134.3 (3.3)	201.2 (4.9)	519.0 (12.7)	204.0 (5.0)	170.0 (4.1)	4,092.5 (100.0)	S7.1.23 R2.3.19
	上山市	69.0 (9.6)		40.0 (5.6)	76.0 (10.6)	181.0 (25.2)	144.0 (20.0)	7.5 (1.0)		13.0 (1.8)	46.0 (6.4)	51.0 (7.1)	69.0 (9.6)	23.0 (3.2)	719.5 (100.0)	S43.6.7 H25.3.27
	天童市	42.0 (4.0)	46.0 (4.3)	126.0 (11.9)		286.0 (26.9)	152.0 (14.3)	10.0 (0.9)		12.0 (1.1)	97.0 (9.1)	148.0 (13.9)	32.0 (3.0)	112.0 (10.5)	1,063.0 (100.0)	S39.3.21 H22.1.8
	山辺町					72.8 (33.4)	105.2 (48.3)					12.0 (5.5)	28.0 (12.8)		218.0 (100.0)	S45.12.25 H13.5.25
	中山町					75.0 (38.3)	81.0 (41.3)	16.0 (8.2)				3.0 (1.5)	8.0 (4.1)	13.0 (6.6)	196.0 (100.0)	S45.12.25 H8.5.21
		447.0 (7.1)	575.5 (9.2)	333.0 (5.3)	526.0 (8.4)	1,543.3 (24.5)	679.2 (10.8)	289.5 (4.6)		159.3 (2.5)	344.2 (5.5)	733.0 (11.7)	341.0 (5.4)	318.0 (5.1)	6,289.0 (100.0)	S45.12.25 -
寒河江	寒河江市	68.3 (7.6)	69.0 (7.7)	159.1 (17.6)	73.0 (8.1)	110.0 (12.2)	45.6 (5.1)	17.5 (1.9)		32.3 (3.6)	24.0 (2.7)	113.0 (12.5)	22.0 (2.4)	168.1 (18.6)	901.9 (100.0)	S40.3.17 H25.5.31
河 北	河北町		33.0 (9.6)	9.0 (2.6)	15.0 (4.4)	105.3 (30.6)	53.5 (15.6)	2.6 (0.8)		14.3 (4.2)	16.0 (4.7)	54.1 (15.7)	17.0 (4.9)	24.0 (7.0)	343.8 (100.0)	S47.8.1 H19.10.5
西 川	西川町					105.2 (66.0)	20.0 (12.5)			7.1 (4.5)	4.6 (2.9)	6.5 (4.1)	16.0 (10.0)		159.4 (100.0)	S51.3.29 H27.12.1
朝 日	朝日町				14.0 (14.2)	44.0 (44.6)	7.8 (7.9)			8.7 (8.8)		8.0 (8.1)		16.2 (16.4)	98.7 (100.0)	S49.9.2 H14.10.24
大 江	大江町			13.9 (4.9)	34.6 (12.3)	113.9 (40.4)	25.9 (9.2)	13.1 (4.6)		17.0 (6.0)	10.0 (3.5)	25.8 (9.1)	27.8 (9.9)		282.0 (100.0)	S68.2.1 H26.4.4
村 山	村山市	16.4 (3.8)		54.8 (12.8)	10.6 (2.5)	174.5 (40.7)	41.3 (9.6)			11.8 (2.8)	19.0 (4.4)	41.6 (9.7)	43.0 (10.0)	16.0 (3.7)	429.0 (100.0)	S42.12.22 H23.8.1
東 根	東根市	48.0 (4.7)		122.0 (11.9)		356.0 (34.7)	101.0 (9.8)	18.0 (1.8)		28.0 (2.7)	45.0 (4.4)	103.0 (10.0)	14.0 (1.4)	192.0 (18.7)	1,027.0 (100.0)	S28.5.29 H16.3.18
尾花沢	尾花沢市	19.0 (6.3)		39.5 (13.1)		68.5 (22.7)	54.0 (17.9)			12.0 (4.0)	19.0 (6.3)	10.0 (3.3)	80.0 (26.5)		302.0 (100.0)	S47.4.1 H27.3.10
大石田	大石田町			38.0 (17.9)		106.0 (50.0)	8.2 (3.9)			17.0 (8.0)	6.0 (2.8)	37.0 (17.4)			212.2 (100.0)	S49.9.10 H7.10.2
新 庄	新庄市	24.0 (3.4)	53.0 (7.6)	102.0 (14.6)	9.5 (1.4)	241.0 (34.5)	18.0 (2.6)	13.0 (1.9)		7.8 (1.1)	52.0 (7.4)	46.0 (6.6)	19.0 (2.7)	113.0 (16.2)	698.3 (100.0)	S40.11.16 R1.10.4
金 山	金山町	6.7 (8.2)				55.0 (67.0)				4.5 (5.5)		5.9 (7.2)	10.0 (12.2)		82.1 (100.0)	S47.6.30 H25.12.20
最 上	最上町					75.0 (82.4)				1.8 (2.0)	3.2 (3.5)	11.0 (12.1)			91.0 (100.0)	S56.11.13 H7.10.3
真室川	真室川町					84.0 (94.4)				3.3 (3.7)			1.7 (1.9)		89.0 (100.0)	S47.12.23 H7.11.20
米 沢	米沢市	132.0 (5.6)	31.0 (1.3)	334.0 (14.3)	195.0 (8.3)	617.0 (26.4)	183.0 (7.8)	14.0 (0.6)		63.0 (2.7)	78.0 (3.3)	307.0 (13.1)	137.0 (5.9)	246.0 (10.5)	2,337.0 (100.0)	S12.4.22 H22.3.30
南 陽	南陽市	71.0 (8.6)		100.0 (12.1)	117.0 (14.1)	254.0 (30.7)	47.0 (5.7)			33.0 (4.0)	57.0 (6.9)	96.0 (11.6)	52.0 (6.3)		827.0 (100.0)	S47.11.15 H29.6.20
高 畠	高畠町			16.0 (3.8)	28.0 (6.7)	204.0 (49.0)	14.0 (3.4)			18.0 (4.3)	10.0 (2.4)	30.0 (7.2)	74.0 (17.8)	22.0 (5.3)	416.0 (100.0)	S48.4.10 H28.2.3
川 西	川西町				13.0 (8.2)	109.0 (68.8)				13.0 (8.2)		3.4 (2.1)	20.0 (12.6)		158.4 (100.0)	S50.8.1 H7.7.31
長 井	長井市	22.0 (3.9)		135.0 (23.9)	10.0 (1.8)	219.0 (38.8)	19.0 (3.4)			7.0 (1.2)	31.0 (5.5)	33.0 (5.9)	65.0 (11.5)	23.0 (4.1)	564.0 (100.0)	S44.4.21 H13.5.25
小 国	小国町			16.9 (7.3)		87.0 (37.8)	46.6 (20.3)			4.2 (1.8)		13.8 (6.0)	27.2 (11.8)	34.5 (15.0)	230.2 (100.0)	S47.5.1 H19.8.1
白 鷹	白鷹町		21.0 (8.6)	26.0 (10.7)	23.0 (9.5)	90.0 (37.0)	23.0 (9.5)			6.0 (2.5)		37.2 (15.3)	7.3 (3.0)	9.5 (3.9)	243.0 (100.0)	S49.4.1 H27.2.27
鶴 岡	鶴岡市	224.6 (9.6)	8.5 (0.4)	258.0 (11.1)	515.0 (22.1)	196.3 (8.4)	374.8 (16.1)			76.1 (3.3)	137.3 (5.9)	285.4 (12.3)	194.9 (8.4)	56.7 (2.4)	2,327.6 (100.0)	S7.7.13 H30.9.13
酒 田	酒田市	174.0 (6.4)	12.0 (0.4)	684.0 (25.0)	28.0 (1.0)	324.0 (11.9)	184.0 (6.7)	20.0 (0.7)		57.0 (2.1)	114.0 (4.2)	326.0 (11.9)	206.0 (7.5)	604.0 (22.1)	2,733.0 (100.0)	S12.4.22 R1.12.17
	遊佐町											28.0 (19.6)		115.0 (80.4)	143.0 (100.0)	
		174.0 (6.1)	12.0 (0.4)	684.0 (23.8)	28.0 (1.0)	324.0 (11.3)	184.0 (6.4)	20.0 (0.7)		57.0 (2.0)	114.0 (4.0)	354.0 (12.3)	206.0 (7.2)	719.0 (25.0)	2,876.0 (100.0)	
八 幡	酒田市		4.4 (3.7)	3.2 (2.7)	22.4 (18.7)	45.0 (37.5)	9.6 (8.0)			7.3 (6.1)		6.1 (5.1)	22.0 (18.3)		120.0 (100.0)	S48.7.20 H7.6.26
余 目	庄内町			51.0 (19.2)		98.0 (37.0)	26.0 (9.8)			10.0 (3.8)	12.0 (4.5)	27.0 (10.2)	41.0 (15.5)		265.0 (100.0)	S49.11.1 H22.12.17
遊 佐	遊佐町			12.3 (11.2)	11.7 (10.7)	32.9 (30.0)	32.1 (29.3)			14.0 (12.8)		1.0 (0.9)	5.6 (5.1)		109.6 (100.0)	S49.7.27 H7.11.29
合 計		1,253.0 (5.8)	807.4 (3.8)	2,507.7 (11.7)	1,645.8 (7.7)	5,457.9 (25.4)	2,013.6 (9.4)	387.7 (1.8)		633.5 (2.9)	982.3 (4.6)	2,388.8 (11.1)	1,443.5 (6.7)	1,958.0 (9.1)	21,479.2 (100.0)	
線引き都市計画 計		845.6	596.0	1,275.0	1,069.0	2,063.6	1,238.0	309.5		292.4	595.5	1,372.4	741.9	1,093.7	11,492.6	
非線引き都市計画 計		407.4	211.4	1,232.7	576.8	3,394.3	775.6	78.2		341.1	386.8	1,016.4	701.6	864.3	9,986.6	

②特別用途地区

特別用途地区は、用途地域に加えて更に用途規制の緩和や強化を行おうとするもので、本県では7市2町において定めている。米沢市、山辺町及び河北町では、絹織物等の地

場産業を育成するため、用途地域の規制を緩和する方向で特別工業地区を決定している。また、規制を強化するものとしては、山形市等で沿道サービスや卸売業の用途を強化するために特別業務地区を定めている。平成10年からは、地域の実情に的確に対応したまちづくりの推進を図るため、特別用途地区の種類を市町村が自由に定めることができるようになった。最近では、郊外での開発等に対する規制を強化するため、山形市、上山市、米沢市、酒田市で準工業地域において、鶴岡市で工業地域や準工業地域において、一定規模の大規模集客施設制限地区を定めている。

#### ③特定用途制限地域

市街化調整区域を除く用途白地地域(用途地域が指定されていない区域)において、その良好な環境の形成等を行うために、多人数が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな負荷を発生させる建築物や、騒音、振動、煤煙等の発生により、良好な住居環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることが考えられる。

#### ④高度地区

都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適應した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として定める地域地区である。

平成16年12月9日、鶴岡都市計画区域において、建築物の高さの最高限度を定める高度地区「最高限度高度地区」が本県で初めて定められ、平成21年度には山形市においても定められた。

#### ⑤高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため建築物の容積率の最高及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、更に必要に応じて壁面の位置の制限を定めるものである。

この地区は、一般的に市街地の中心部であり、かつ、適正な建築密度を保ちつつ、小規模宅地の発生を防止するなど、建築物の統合促進と土地の高度利用の促進を図る必要がある地域などに指定されている。本県においては5市で定められている。

#### ⑥防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、中心市街地など特に土地の利用が高く建築の密度が密集している地区を対象に、防火機能の向上の視点から定めるものである。これらの地域では、建築基準法に基づき、一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされている。本県では6市において定められている。

#### ⑦風致地区

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺等を主体とする良好な自然環境を形成している区域において、都市環境の保全を図るために定められる地区である。

本県では、山形市において2地区を指定しており、「山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例」(平成27年3月25日山形市条例第4号)に基づき、建築行為や土地の形質変更等の行為が制限されている。(平成27年3月31日以前は、山形県条例に基づき制限されていたが、政令改正により、条例制定の権限が山形市に移譲されたもの。)

#### ⑧駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地など自動車交通が著しく輻輳している地区及び周辺地域において、駐車場法に基づき路上駐車場について設置計画を定め、計画的に整備していくために都市計画で定めるものである。また、この地区内及び商業地区、近隣商業地区等においては、建築物の用途や規模に応じ、円滑な自動車交通の確保に努めるべく、市町の条例で駐車場の附置義務を定めることができる。本県では、現在、山形市のみ指定している。

#### ⑨臨港地区

港湾での船舶の係留、荷役作業、旅客の乗降などのための施設(港湾法第2条)及びこれらの機能を利用するために立地する工場、倉庫、事務所等の利便の向上と港湾の管理運営の円滑化を図るために、必要な地域に限って定めるものである。また、地区内を商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区に分区して指定し、港湾法に基づく条例を制定した場合には、用途地域が指定されている臨港地区であっても建築制限と関係なく独自に建築物の用途規制を行うことができる。本県では2市の3港において指定している。

(3) 都市施設

①都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な空間確保、上下水道等の供給処理施設設置、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

本県における都市計画道路は、令和2年3月31日現在総計492路線、延長約1,278km計画決定されており、改良済延長は約760kmで計画延長の約59.5%となっている。

都市計画道路一覧表

令和2年3月31日現在 ( )は実路線数

都市名	路線数	都市計画道路 延長 (m)	改良済延長 (m)	計画延長に対する 整備率(%)
山形市	68	232,360	157,070	67.6
上山市	20	55,520	39,115	70.5
天童市	30	80,175	67,930	84.7
山辺町	8	14,920	5,627	37.7
中山町	9	16,540	8,335	50.4
山形広域計	(117) 135	399,515	278,077	69.6
寒河江市	22	58,060	35,273	60.8
河北町	12	16,270	12,700	78.1
西川町	1	2,800	2,800	100.0
朝日町	3	4,600	3,900	84.8
大江町	9	9,220	3,830	41.5
西村山地区計	47	90,950	58,503	64.3
村山市	9	29,840	16,525	55.4
東根市	24	66,180	43,272	65.4
尾花沢市	11	27,270	19,941	73.1
大石田町	7	8,140	6,470	79.5
西村山地区計	51	131,430	86,208	65.6
新庄市	22	48,930	22,410	45.8
金山町	4	3,850	3,850	100.0
最上町	1	2,250	2,250	100.0
真室川町	8	8,190	5,000	61.1
北村山地区計	35	63,220	33,510	53.0
米沢市	32	118,790	49,580	41.7
南陽市	27	65,750	25,770	39.2
高畠町	16	37,130	20,175	54.3
川西町	6	11,310	3,770	33.3
東南置賜地区計	81	232,980	99,295	42.6
長井市	14	22,580	9,986	44.2
小国町	9	6,690	4,940	73.8
白鷹町	6	11,210	6,730	60.0
西置賜地区計	29	40,480	21,656	53.5
鶴岡市	63	139,560	74,952	53.7
酒田市	44	106,670	72,775	68.2
酒田市(八幡町)	7	8,090	4,520	55.9
庄内町	9	26,960	11,710	43.4
三川町	3	13,200	5,260	39.8
遊佐町	11	24,830	13,573	54.7
庄内地区計	137	319,310	182,790	57.2
合計	(492) 515	1,277,885	760,039	59.5

② 駐車場

都市内(特に中心業務地区、商業地区)における駐車場需要に対応するため、自転車駐車場を含め16カ所の都市計画駐車場のほか、山形市及び天童市においては、附置義務条例の制定により合わせて116カ所の駐車場を確保している。届出駐車場は県内70カ所となっている。

都市計画駐車場一覧表							
令和2年3月31日現在							
都市名	駐車場名	計画面積 (㎡)	形式	計画台数	供用面積 (㎡)	当初決定 年月日	最終決定 年月日
山形広域 (山形市)	山形市香澄駐車場	4,900	地下1層自走式	141	4,900	S47.4.6	S58.6.17
	くみあい駐車場	1,100	地上4階5層自走式	185	1,100	S47.10.30	—
	山形市中央駐車場	2,000	地上6階7層自走式	311	2,000	S58.6.17	—
	山形市大手町駐車場	5,600	地下1層自走式	182	5,600	S60.6.11	—
	山形県営駐車場	2,800	地上5階6層自走式	300	2,800	H1.9.8	H1.12.13
	山形市済生館前駐車場	2,300	地上5階6層自走式	437	2,300	H3.12.25	—
	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上4階5層自走式	500	4,200	H5.1.6	—
	山形駅西口駐車場	1,500	地上8階地下1階9層自走式	350	1,500	H9.7.25	—
	山形市済生館前地下駐輪場	(1,000)	地下1層	(290)	(1,000)	H3.12.25	—
	山形市山形駅東口駐車場(自転車駐車場)	(4,200)	地上1階	(1,300)	(4,200)	H5.1.6	—
	山形駅西口駐車場(自転車駐車場)	(1,500)	地上1階地下1階	(2,000)	(1,500)	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営中央駐車場	1,000	地上4層自走式	147	1,400	S47.6.28	—
	米沢市営駅前自転車駐車場	(2,100)	地上2階	(1,230)	(2,100)	H4.9.21	—
鶴岡市	鶴岡駅前再開発ビル駐車場	6,600	地上6階7層自走・機械併用式	768	6,600	S62.6.8	—
	鶴岡駅前公共自転車駐車場	(400)	地上2階	(420)	(400)	S58.2.28	—
酒田市	中央地下駐車場	2,500	地上1層・地下1層自走式	100	2,500	S53.3.25	—
計	16ヶ所	34,500 (9,200)		3,421 (5,240)	34,900 (9,200)		

注)1 ( )内は自転車駐車場

附置義務駐車施設

令和2年3月31日現在

都市名	箇所数	収容台数	条例最終制定年月日
山形市	106	5,115	H9.3.31
天童市	10	2,555	H2.3.23
計	116	7,670	

届出駐車場 令和2年3月31日現在

都市名	箇所数	収容台数
山形市	30	6,671
上山市	1	863
天童市	3	407
寒河江市	1	70
新庄市	3	480
米沢市	11	1,413
長井市	3	207
酒田市	6	744
鶴岡市	12	3,482
計	70	14,337

③都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、また、避難・救護活動の場の提供、さらには大気浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

令和2年3月31日現在、都市計画決定している公園緑地は634箇所、面積約3,867ha、このうち開設は約1,637haで都市計画区域内1人当たりでは約18.2㎡となっている。また、都市公園法に基づき開設している都市公園は857箇所、面積約1,879haで、都市計画区域内1人当たりでは約20.6㎡となっている。

④公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く9つの都市公園は、ほとんどが昭和55年から平成12年の間に完成しており、供用開始後15年以上経っている公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成21年度に策定した。これに橋梁を加え、また、他の施設についても再点検を行い平成25年度に公園施設長寿命化計画を改定している。

今後、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

計画・開設面積 (ha)

令和2年3月31日現在

都市名	住区基幹公園																都市基幹公園								特殊公園				大規模公園				都市計画公園 合計				※2 1人当り面積 (㎡)	都市計画緑地・広場				都市計画公園 + 都市計画緑地・広場				※2 1人当り面積 (㎡)
	街区公園				近隣公園				地区公園				総合公園				運動公園				風致・歴史公園等				広域公園・レク都市※1				都市計画公園 合計				都市計画緑地・広場					都市計画公園 + 都市計画緑地・広場								
	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積		箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	箇所	計画 面積	開設 箇所	開設 面積	
山形市	141	35.39	138	34.57	19	23.0	19	21.8	3	15.1	3	15.1	2	51.5	2	51.5					1	199.0	1	49.8	1	75.4	1	72.5	167	399.39	164	245.27	10.2	9	85.72	8	31.29	176	485.11	172	276.56	11.5				
上市市	4	1.06	4	1.06	1	1.6			2	13.1	2	11.8																7	15.76	6	12.86	5.9					7	15.76	6	12.86	5.9					
天童市	50	13.07	50	13.02	8	6.8	8	6.8					1	65.3	1	17.2									1	50.6	1	50.3	60	135.77	60	87.29	14.3	4	4.31	4	3.68	64	140.08	64	90.97	14.9				
山辺町	5	0.63	5	0.63	1	2.1	1	2.1									1	10.4	1	10.4								7	13.13	7	13.13	9.1					7	13.13	7	13.13	9.1					
中山町																	1	17.4	1	17.4								1	17.40	1	17.40	15.7	1	14.00	1	8.00	2	31.40	2	25.40	22.9					
山形広域計	200	50.15	197	49.28	29	33.5	28	30.7	5	28.2	5	26.9	3	116.8	3	68.7	2	27.8	2	27.8	1	199.0	1	49.8	2	126.0	2	122.8	242	581.45	238	375.95	10.8	※3	13	104.03	※3	12	42.97	※3	255	685.48	251	418.92	12.0	
寒河江市	23	5.39	22	4.99	4	4.5	3	3.6					2	83.0	2	61.3												29	92.89	27	69.89	17.3	6	49.07	6	28.17	35	141.96	33	98.06	24.3					
河北町	11	2.82	11	2.82	2	1.7	2	1.7	1	5.0	1	5.0															14	9.52	14	9.52	5.3	1	282.90	1	35.90	15	292.42	15	45.42	25.2						
西川町					1	2.2	1	2.2																	1	138.1	1	114.4	2	140.30	2	116.60	233.2	2	15.80	2	15.80	4	156.10	4	132.40	264.8				
朝日町									1	3.4	1	3.2																1	3.40	1	3.20	7.0					1	3.40	1	3.20	7.0					
大江町	2	0.33	2	0.33																							2	0.33	2	0.33	0.5					2	0.33	2	0.33	0.5						
村山市	5	1.11	5	1.10									1	145.2	1	80.9											6	146.31	6	82.00	68.3	1	0.24	1	0.24	7	146.55	7	82.24	68.5						
東根市	18	4.40	18	4.40	1	0.97	1	0.97	2	21.8	2	19.8	1	64.6	1	16.6											22	91.77	22	41.73	9.0	2	10.20	2	10.20	24	101.97	24	51.93	11.2						
尾花沢市	1	0.35	1	0.35													1	16.9	1	16.9							2	17.25	2	17.25	27.0					2	17.25	2	17.25	27.0						
大石田町	2	0.39	2	0.39	2	1.0	2	1.0																			4	1.39	4	1.39	3.7	1	53.20	1	6.60	5	54.59	5	7.99	21.0						
新庄市	14	3.27	14	3.27	1	2.8	1	2.8	1	8.4	1	7.7	2	87.4	2	27.6											18	101.87	18	41.37	13.9	1	110.10	1	83.20	19	211.97	19	124.57	41.8						
金山町	3	0.92	3	0.92																							3	0.92	3	0.92	3.5					3	0.92	3	0.92	3.5						
最上町													1	15.5	1	15.5												1	15.50	1	15.50	23.5					1	15.50	1	15.50	23.5					
真室川町	1	0.48											1	16.2	1	15.8	1	15.3	1	15.3							3	31.98	2	31.10	88.9					3	31.98	2	31.10	88.9						
米沢市	19	4.70	17	4.06	2	3.8	2	3.8	3	17.3	3	16.5	2	28.4	2	28.4	1	1.7				1	122.2	1	11.9			28	178.10	25	64.66	8.8	2	419.50	2	47.80	30	597.60	27	112.46	15.3					
南陽市	3	0.64	3	0.64	1	5.0	1	5.0					1	9.8	1	9.8	1	5.9	1	5.9	2	15.4	2	15.4			8	36.74	8	36.74	13.8	1	0.35	1	0.35	9	37.09	9	37.09	13.9						
高島町	1	0.34	1	0.34									1	14.4	1	12.9											2	14.74	2	13.24	8.7	3	12.95	3	10.95	5	27.69	5	24.19	15.8						
川西町													1	9.0	1	9.0	1	6.3	1	6.3							2	15.30	2	15.30	22.5					2	15.30	2	15.30	22.5						
長井市	10	2.41	4	1.18					1	6.3	1	5.6	1	8.9	1	8.9	1	9.1	1	9.1							13	26.71	7	24.78	13.8	1	242.20	1	4.65	14	268.91	8	29.43	16.4						
小国町	6	1.82	5	1.22	1	3.1	1	3.1									1	10.7	1	10.7	1	21.0	1	13.0			9	36.62	8	28.02	60.9					9	36.62	8	28.02	60.9						
白鷹町													1	11.9	1	10.9											1	11.90	1	10.90	17.0					1	11.90	1	10.90	17.0						
鶴岡市	56	10.33	54	9.96	4	6.9	4	6.9					1	12.8	1	12.0	1	22.9	1	22.6	2	15.1	1	7.4			64	68.03	61	58.86	5.2	7	150.83	7	61.73	71	218.86	68	120.59	10.6						
酒田市	88	21.54	88	21.54	6	15.3	6	13.7					2	71.6	2	66.7						1	3.4					97	111.84	96	101.94	12.8	7	667.15	5	118.54	104	778.99	101	220.48	27.6					
酒田市(八幡)	7	1.92	6	1.67	1	2.0	1	1.96																			8	3.92	7	3.63	11.0					8	3.92	7	3.63	11.0						
庄内町					1	1.5	1	1.5																			1	1.50	1	1.50	1.6					1	1.50	1	1.50	1.6						
三川町	1	0.25	1	0.25	1	0.9	1	0.9					1	6.6	1	2.2											3	7.75	3	3.35	6.4					3	7.75	3	3.35	6.4						
遊佐町	1	0.45	1	0.45																							1	0.45	1	0.45	0.8					1	0.45	1	0.45	0.8						
合計	472	114.01	455	109.16	57	85.2	55	79.8	14	90.4	14	84.7	22	702.1	22	447.1	10	116.6	9	114.6	8	376.1	6	97.5	3	264.1	3	237.2	586	1,748.48	564	1,170.12	13.0	48	2,118.52	45	467.10	634	3,867.00	610	1,637.22	18.2				

※1. 都市計画決定上、レクリエーション都市(レク都市)も広域公園として都市計画決定される。

※2. 1人当り面積 = 開設面積 / 都市計画区域内人口

※3. 山形広域都市計画緑地において、複数の都市計画区域にわたる施設があるので合計と一致しない。

#### (4) 市街地開発事業

##### ① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進して来たところである。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、その歴史は古く、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象が押し寄せ、山形、酒田の両市を初めとして最近では、地方都市でも実施されるようになり、これまで12市9町、206組合、面積約3,635haの新市街地が形成された。

また、昭和51年10月29日に発生した酒田火災の復興は、各関係機関の援助、協力によって県施行の区画整理事業として実施され、昭和56年度に完成した。

これまで県内で認可した区画整理事業は278地区、面積約5,293haに及んでいるがそのうち、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて276地区、面積約5,194haが整備済みであり、令和3年3月31日現在、天童市、鶴岡市において2地区、面積約98.2haを整備中である。

(土地区画整理事業費補助)

土地区画整理事業に対する国庫補助の基本的な仕組みは、地域内における原則として幅員 12m 以上の都市計画道路を直接買収により整備した場合に要する費用を限度に、保留地処分金等他の財産を差し引いた残額を対象に一定の率で補助を行うというものである。

このうち、公共団体施行は、5 ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2 ha以上)、組合施行は10ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2 ha以上)が補助の対象となる。

本県における国庫補助事業は、昭和36年の山形市施行六十里越地区から始まり、昭和46年には組合等施行も始まって、公共団体施行32地区約981ha、組合等施行61地区約2,017.4haで行われてきている。

土地区画整理事業費補助一覧

R3. 4. 1現在

年度	土地区画整理事業費						住宅市街地基盤整備事業		交付金		合計
	公共団体		組合等		小計		箇所	事業費	箇所	事業費	
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費					
62	10	(1,679.55) 3,202.5	8	(539.375) 1,046	18	(2,218.925) 4,248.5			7	(224.5) 449	(2,443.425) 4,697.5
63	9	(1,060.15) 2,006.5	8	(531.25) 1,030.1	17	(1,591.4) 3,036.6	1	(115.5) 220	13	(866.4) 1,692	(2,593.3) 4,948.6
1	9	(1,029.45) 1,956.0	7	(396.55) 768	16	(1,426) 2,724	1	(131.25) 250	13	(679.5) 1,298	(2,236.75) 4,272
2	8	(526.575) 1,003	9	(502.25) 965	17	(1,028.825) 1,968	2	(94.5) 180	17	(663.55) 1,284	(1,786.875) 3,432
3	5	(375.65) 693	9	(716.225) 1,339	14	(1,091.875) 2,032	1	(44) 80	13	(681.65) 1,320	(1,817.525) 3,432
4	5	(403.7) 734	8	(833.45) 1,597	13	(1,237.15) 2,331	4	(360.25) 664	12	(765.75) 1,482	(2,363.15) 4,477
5	5	(468.5) 917	9	(1,483) 2,952	14	(1,951.5) 3,869	2	(168) 336	19	(988.85) 1,916	(3,108.35) 6,121
6	7	(470) 940	13	(924) 1,848	20	(1,394) 2,788	1	(50) 100	21	(1,159.35) 2,242	(2,603.35) 5,130
7	7	(1,200.5) 2,401	11	(745) 1,490	18	(1,945.5) 3,891	4	(187) 374	22	(1,371.6) 2,667	(3,504.1) 6,932
8	8	(837) 1,674	11	(480) 960	19	(1,317) 2,634	5	(186) 372	23	(1,732.05) 3,369	(3,235.05) 6,375
9	7	(750.5) 1,501	9	491.5 983	16	(1,242) 2,484	6	(664) 1,328	19	(2,024.65) 3,929	(3,930.65) 7,741
10	7	(2,185) 4,370	9	(1,004) 2,008	16	(3,189) 6,378	6	(766) 1,532	19	(1,581.55) 3,041	(5,536.55) 10,951
11	8	(958.5) 1,917	8	(408) 816	16	(1,366.5) 2,733	5	(443.5) 887	15	(2,513.95) 4,852	(4,323.95) 8,472
12	8	(724) 1,448	9	(226) 452	17	(950) 1,900	4	(289) 578	18	(2,949.25) 5,700	(4,188.25) 8,178
13	8	(510) 1,020	7	110.5 221	15	(620.5) 1,241	4	(954.5) 1,909	18	(2,891.65) 5,505	(4,466.65) 8,655
14	7	(258) 516	6	(167) 334	13	(425) 850	3	(626) 1,252	15	(2,441.3) 4,624	(3,492.3) 6,726
15	5	(61.5) 123	7	(70) 140	12	(131.5) 263	3	(608) 1,216	13	(2,337.5) 4,250	(3,077) 5,729
16	4	(62) 124	7	(50) 100	11	(112) 224	1	(303) 606	14	(2,004.8) 3,645	(2,419.8) 4,475
17	4	(16) 32	2	(20) 40	6	(36) 72	2	(115) 230	11	(1,879.7) 3,254	(2,030.7) 3,556
18	1	(8) 16	4	(20) 40	5	(28) 56	2	(201.5) 403	10	(1,485.6) 2,701	(1,715.1) 3,160
19	1	(10) 20	3	(27) 54	4	(37) 74	1	(237.5) 475	9	(1,292) 2,349	(1,566.5) 2,898
20			2	(20) 40	2	(20) 40	1	(102.5) 205.0	5	(964.6) 1,484	(1,087.1) 1,729
21			1	(10) 20	1	(10) 20			5	(702) 1,080	(712) 1,100
22									3	(464.8) 715	(464.8) 715
23									2	(304.2) 468	(304.2) 468
24									2	(349.1) 537	(349.1) 537
25									1	(371.8) 572	(371.8) 572
26									1	(74.1) 114	(74.1) 114
27									1	(42.9) 66	(42.9) 66
28									2	(112.2) 180.5	(112.2) 180.5
29									2	(129.071) 222.5	(129.071) 222.5
30									1	(104.030) 202.0	(104.030) 202.0
R1									1	(20.900) 33.9	(20.900) 33.9
R2									1	(38.810) 75.4	(38.810) 75.4
R3									1	(2.378) 4.2	(2.378) 4.2

( )内は国費分

②市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業等の事業があるが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなってきている。このような場合、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が必要となる。これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。

市街地再開発事業 事業決定地区一覧表

令和2年3月31日現在

都市名	名称	施行面積 ha	建築敷地面積 m <sup>2</sup>	建築物		主要用途	建蔽率 %	容積率 %	当初・最終 計画決定 年月日	事業完了 年月日
				建築面積 m <sup>2</sup>	のべ面積 m <sup>2</sup>					
山形広域 山形市	七日町第1 ブロック	0.31	2,476	2,186	16,813	店舗・公民館	88	679	-	S62.3.5
山形広域 山形市	七日町第1 ブロック南地区	0.15	1,060	827	2,481	店舗	78	234	-	H1.1.25
山形広域 山形市	七日町第4 ブロック北地区	0.3	1,559	北棟682 南棟472	2,409 1,447	店舗・事務所 店舗・事務所	68 86	239 262	-	H16.2.13
山形広域 山形市	七日町第5 ブロック南地区	0.4	3,000	1,600	15,100	店舗・事務所 駐車場	50	430	H28.12.27	-
山形広域 上市市	二日町地区	0.8	4,590	4,100	18,400	店舗・事務所・ 駐車場	89	321	S54.10.15 H5.1.27	H8.3.8
山形広域 天童市	天童駅東口 地区	0.76	5,599	5,022	16,668	バスターミナル・ 店舗・公共施設	89	297	-	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前地区	1.8	3,180 3,560	2,500 2,500	9,700 14,500	店舗・ホテル等 店舗・駐車場	78 70	305 325	S58.2.28	S62.12.5
鶴岡市	鶴岡駅前 A街区	0.55	4,606	3,278	16,661	店舗	71	362	-	S60.4.1
鶴岡市	鶴岡駅前 B街区	0.57	4,287	2,274	13,375	店舗・駐車場	53	312	-	S60.4.1
酒田市	酒田駅前地区	1.4	8,900	6,200	23,200	公共施設・ホテル・ 店舗・駐車場・集合住宅	70	260	S48.12.21 S56.4.1 H29.3.27	S57.7.20 -
酒田市	中町地区	1.5	10,402	8,803	38,178	店舗・住宅 駐車場	85	367	-	S54.3.20
酒田市	中町二丁目 地区	0.43	2,900	2,200	6,600	事務所・銀行 店舗・駐車場	80	230	H29.3.27	-
酒田市	中町三丁目 地区	1.2	4,300 5,300	2,800 3,800	12,600 16,700	店舗・診療所等 店舗・病院等	70 70	240 310	H14.8.1	H18.2.15 H16.10

○促進区域

本制度は地域地区の1つであり、市街地再開発促進区域は高度利用地区の中で再開発事業の機運は盛り上がっているが実施までには至らない地区について、行政側からの積極的な指導、助言を行い、再開発を誘導するものである。これが決定されると建造物の建築は知事の許可が必要となり、促進区域の都市計画に適合しないものは許可されないこととなる。

令和2年3月31日現在

都市名	地区名	面積 (ha)	事業化 の有無	当初決定 年月日	最終決定 年月日	事業完了 年月日
山形広域(山形市)	七日町第1ブロック	0.3	有	S59.12.13	-	S62.3.5
山形広域(山形市)	七日町第1ブロック南	0.2	有	S59.12.13	-	H1.1.25
山形広域(山形市)	七日町第4ブロック北	0.3	有	H14.12.13	-	H16.2.13
山形広域(天童市)	天童駅東口	0.7	有	H1.9.8	-	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前B街区	0.6	有	S58.2.28	-	S60.4.1
酒田市	中町	2.1	有	S52.6.1	S53.3.25	S54.3.20

(5) 地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、令和2年3月31日現在8市6町の79地区で策定され、市街地整備が図られている。

地区計画決定状況一覧(1/2)

令和2年3月31日現在

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築物等		建築条例 (当初/変更)
						敷地面積 L(m)	壁面位置 道路境界/隣地境界(m)	
1	山形市	土樋地区	H3.9.24 H8.8.5	62.0	62.0	200	1.5 1.2	H3.12.24 H8.9.25 H30.3.23
2	山形市	白山地区	H5.11.9 H8.8.5	18.1	18.1	200	1.5 1.2	H5.12.22 H8.9.25 H30.3.23
3	山形市	馬上台地区	H6.10.12 H8.8.5	14.0	14.0	200	1.5 1.2	H6.12.26 H8.9.25 H30.3.23
4	山形市	南館地区	H7.6.28 H8.8.5	22.8	22.8	200	1.5 1.2	H7.9.25 H8.9.25 H30.3.23
5	山形市	吉原地区	H9.7.25	79.4	79.4	200	1.5 1.2	H9.9.22 H30.3.23
6	山形市	山形駅西地区	H9.7.25	29.9	29.9	100 商業500	2.0(商業地区・沿道)	H9.9.22 H30.3.23
7	山形市	成沢地区	H10.2.6	40.0	40.0	200	1.5 1.2	H10.3.26 H30.3.23
8	山形市	芸工大前地区	H11.6.21	40.3	40.3	200	1.5 1.2(低住地区1.5)	H11.9.22 H30.3.23
9	山形市	高原地区	H11.6.21	9.8	9.8	200	1.5 1.2	H11.9.22 H30.3.23
10	山形市	十日町地区	H12.8.14 H15.12.25	10.1	10.1	100	3.0(商業・業務地区R112沿道)	H12.9.22 H16.3.19 H30.3.23
11	山形市	嶋地区	H14.1.23 H19.10.17	96.7	96.7	200	1.5 1.2(低住地区1.5)	H14.3.25 H30.3.23
12	山形市	坂巻地区	H14.1.23	5.9	5.9	200	1.5 1.2	H14.3.25 H30.3.23
13	山形市	村木沢地区	H14.7.31	2.2	2.2	200	1.5 1.5	H14.9.30 H30.3.23
14	山形市	下反田地区	H15.1.15	0.5	0.5	400	1.5 1.5	H15.3.24 H30.3.23
15	山形市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H31.3.29	147.0	147.0	200	1.5 1.5	H15.3.24 H22.3.23 H30.3.23
16	山形市	七日町721ブロック地区	H15.7.29	0.8	0.8	100	3.0、5.0 0.75(広場公園境界)	H15.9.25 H30.3.23
17	山形市	船町ヶ張地区	H15.8.5	2.1	2.1	250	1.5 1.5	H15.9.25 H30.3.23
18	山形市	東中野地区	H16.1.15	0.4	0.4	400	1.5 1.5	H16.3.19 H30.3.23
19	山形市	県立中央病院東地区	H16.10.14	2.6	2.6	250	1.5 1.5	H16.12.22 H30.3.23
20	山形市	榎沢産業団地地区	H26.3.28 H31.3.29	12.4	12.4		5.0(3千㎡以上)、3.0(1千5以上 3千㎡未満)、2.0(1千5㎡未満)	H26.6.30 H30.3.23
21	上山市	金生地区	H10.3.27	32.7	32.7	200	1.5 1.2	H10.6.30
22	上山市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H26.2.17	37.6	37.6	200	1.5 1.5	H15.3.26 H22.3.23 H24.2.1
23	上山市	金瓶地区	H20.1.9	11.5	11.5		3.0 3.0	H20.3.14
24	上山市	金瓶第2地区	H24.2.1	4.9	4.9	200	3.0 3.0	H24.3.22
25	天童市	天童駅西地区	S63.9.9 H8.7.23 H17.2.25	45.0	45.0	200	1.5 1.5	H1.3.23 H9.6.27
26	天童市	天童北部地区	H3.6.11 H8.7.23 H17.2.25	44.1	44.1	住宅180 工業280	1.5 1.5	H3.9.11 H9.6.27
27	天童市	南小畑地区	H8.5.22 H17.2.25	32.4	32.4	230	1.5 1.5	H8.9.25 H9.6.27
28	天童市	天童南部地区	H8.5.22 H17.2.25	45.6	45.6	200 (沿道施設500)	1.5(沿道施設地区R13沿道3.0) 1.5	H8.9.25 H9.6.27
29	天童市	北目地区	H9.3.25 H17.2.25	24.2	24.2	230 (沿道施設500)	1.5(沿道施設地区R13沿道3.0) 1.5	H9.6.27 H17.3.24
30	天童市	老野森地区	H12.10.18	6.0	6.0	200	0.5(山形老野森線沿道2.0)	H12.12.26
31	天童市	天童温泉南地区	H14.1.15 H17.2.25	15.5	15.5	住宅230 観光500 商業200	1.5(住宅地区以外R13沿道3.0) 1.5(住宅地区以外1.0)	H14.3.29 H17.3.24
32	天童市	天童くのもと地区	H16.5.6 H17.2.25 R1.7.29	2.2	2.2	200	1.5 1.5	H16.7.15 H17.3.24

地区計画決定状況一覧 (2/2)

令和2年3月31日現在

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築物等		建築条例 (当初/変更)
						敷地面積 L(m <sup>2</sup> )	壁面位置 道路境界/隣地境界(m)	
33	天童市	天童ひがしはら地区	H17.2.18	1.0	1.0	250	1.5 1.5	H17.3.24
34	天童市	乱川山神地区	H17.12.19	0.9	0.9	250	1.5 1.5	H18.3.27
35	天童市	成生金谷地区	H17.12.19	0.5	0.5	300	1.5 1.5	H18.3.27
36	天童市	貫津石橋地区	H19.2.19	0.7	0.7	250	1.5 1.5	H19.3.28
37	天童市	東長岡工業地区	H20.12.8	5.0	5.0	1,000	5.0 (3千m <sup>2</sup> 以上) 3.0 (3千m <sup>2</sup> 未満)	H21.3.27
38	天童市	荒谷小才勝地区	H20.12.8	0.7	0.7	400	1.5 1.5	H21.3.27
39	天童市	山口原ノ前地区	H21.4.7 H27.2.10	2.2	2.2	250	1.5 1.5	H22.3.31
40	天童市	荒谷西工業地区	H21.11.13	18.5	18.5	1,000	5.0 (3千m <sup>2</sup> 以上) 3.0 (3千m <sup>2</sup> 未満)	H22.3.31
41	天童市	芳賀地区	H23.7.15	73.2	73.2	200	1.5 (生活交流拠点地区3.0) 1.5 (生活交流拠点地区3.0)	H23.9.20
42	天童市	乱川東原地区	H24.1.31	1.7	1.7	250	1.5 1.5	H24.3.30
43	天童市	天童インターチェンジ 周辺工業地区	H25.1.30 H26.11.21	14.4	14.4	1,000	5.0 (3千m <sup>2</sup> 以上) 3.0 (3千m <sup>2</sup> 未満)	H25.3.21
44	天童市	一日町四丁目地区	H30.3.30	2.4	2.4	200	1.5 1.5	H30.8.31
45	天童市	山口西工業地区	H30.11.29	22.7	22.7	1,000	5.0 (3千m <sup>2</sup> 以上) 3.0 (3千m <sup>2</sup> 未満)	
46	中山町	中川原東地区	H12.2.10	16.0	16.0	230	1.5 1.3	
47	山辺町	嶋ノ前地区	H14.8.8 H18.12.22	25.8	22.4	220	1.5 1.5	
48	山辺町	近江南地区	H14.8.8 H18.12.22	5.3	5.3	220	1.5 1.2	
49	寒河江市	寒河江駅前地区	H12.11.17	7.0	7.0	100	0.5(都計道・駅前広場沿道1.0)	0.5 H12.12.11
50	寒河江市	東部地区	H15.10.10 H18.8.11	46.7	16.7	200	1.5 1.2	H18.9.29
51	寒河江市	寒河江みずき団地地区	H17.3.1	8.1	8.1		1.0 1.0	H17.3.18
52	寒河江市	美原町地区	H30.4.11	16.5	16.5			
53	河北町	ひな市通り東地区	H14.8.15 H20.3.24	25.3	25.3		1.5 1.0	
54	村山市	駅西地区	H12.4.12	16.1	16.1	200 (沿道業務300)	1.5 1.2(駅西通り地区1.0)	H12.4.21
55	東根市	一本木地区	H7.9.29	55.0	55.0	住宅200 商業250	1.5 1.5(商業・近隣商業地区1.0)	H7.12.21
56	東根市	一本木南地区	H11.4.9	5.5	5.5	300	1.5 1.5	H11.6.17
57	東根市	神町北部地区	H18.6.15	31.7	31.7	200 (都計同沿道250)	1.5 1.5(第1種低住地区除く)	H18.9.22
58	大石田町	大石田駅前地区	H13.7.13	6.6	6.6		1.0 1.0~2.5	
59	白鷹町	鮎貝地区	H15.2.20 H23.10.14	23.2	23.2	265	1.5 1.5	H14.12.10
60	鶴岡市	伊勢横内地区	H2.11.28	25.1	25.1	230	1.5 (業務1.0) 1.2 (業務1.0)	H2.12.26
61	鶴岡市	茅原地区	H5.11.30	6.1	6.1	230	1.5 1.2	H5.12.24
62	鶴岡市	南部地区	H7.12.1	40.1	40.1	230	1.5 1.2	H7.12.25
63	鶴岡市	大山向町地区	H7.12.1	6.3	6.3	230	1.5 1.2	H7.12.25
64	鶴岡市	西部地区	H10.7.16 H13.8.24	34.4	34.4	230 (シンボルロード地区500)	1.5 1.2	H10.9.25
65	鶴岡市	遠賀原地区	H14.11.19	9.1	9.1	230	1.5 1.2	H14.12.26
66	鶴岡市	北部地区	H17.4.7 H20.7.1	7.2	7.2	B・C地区230 A・D地区300	1.5 1.2	H17.6.20
67	鶴岡市	小真木原地区	H17.11.14 H28.10.27	4.4	4.4	230	1.5 1.2	H18.3.27
68	鶴岡市	茅原北地区	H30.4.16	35.3	35.3	200	1.5 1.2	H30.7.2
69	酒田市	大多新田地区	S59.12.25 S60.9.25 H7.11.1 H9.3.26	39.0	39.0	低住A地区サービスA、 沿道サービス180 地区サービスB250 低住B230、低住C120 公社A240、公社B330	低住B地区サブ、福利厚生1.5 1.0 公社A・B地区 1.5	
70	酒田市	大町地区	H7.11.1	8.1	8.1	住宅200 沿道250	1.5 1.0	
71	酒田市	大宮地区	H7.11.1	18.9	18.9	住宅200 沿道230	1.5 (沿道サービス地区1.0)	
72	酒田市	亀ヶ崎南部地区	H7.11.1	12.9	12.9	住宅200 沿道250	1.5 (沿道サービス地区1.0)	
73	酒田市	古荒新田地区	H7.11.1	30.5	30.5	住宅230 沿道250 工業・業務330	1.5 (沿道サービス地区1.0)	
74	酒田市	酒井新田地区	H7.11.1 H13.10.29	50.9	50.9	住宅230 沿道330 業務500	1.5 (沿道サービス地区1.0)	
75	遊佐町	上藤崎地区	H30.9.18	16.4	16.4	200		H30.9.14
76	遊佐町	青塚地区	H30.9.18	8.3	8.3	200		H30.9.14
77	遊佐町	白木地区	H30.9.18	6.6	6.6	200		H30.9.14
78	遊佐町	服部興野地区	H30.9.18	5.5	5.5	200		H30.9.14
79	遊佐町	茂り松地区	H30.9.18	1.5	1.5	200		H30.9.14
合 計				1,698.0	1,664.6			

### 3 開発許可制度

#### (1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県(一部市に権限移譲)の許可が必要である。

(都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2)

#### 令和2年度許可件数

事 項		開発面積1ha未満		開発面積1ha以上		合 計		
		件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	
法第29 条第1項	許 可	市街化区域	4	2.10	0	0	4	2.10
		市街化調整区域	7	0.75	0	0	7	0.75
		その他の都計区域	22	13.53	2	4.31	24	17.84
		計	33	16.38	2	4.31	35	20.69
	不許可	0	0	0	0	0	0	
	取下げ	0	0	0	0	0	0	
法第29 条第2項	許可	/		0	0	0	0	
	不許可			0	0	0	0	
	取下げ			0	0	0	0	
合計		33	16.38	2	4.31	35	20.69	

※山形市及び権限移譲市(米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市)除き

#### (2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

(都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ)

#### 令和2年度開発審査会付議件数

事 項		付議案件	同意	不同意
1 開発行為に係るもの	法第34条第14号に基づくもの	1	1	0
2 建築行為に係るもの	令第36条第1項第3号ホに基づくもの	0	0	0

## 4 都市計画を進めるその他の制度等

### (1) 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができ、本県においては、令和2年度末現在、13市9町で徴収されている。

### (2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各市町村長へ移譲されている。

### (3) 都市計画調査等

#### ①都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

#### ②緑のマスタープラン・緑の基本計画

緑の基本計画は、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、私有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることを目的としており、平成10年度に山形市、平成11年度には鶴岡市において策定されている。

また、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、平成9年度に山形県広域緑地計画を策定している。

#### ③総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタープラン等を策定するもの。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

### (4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。

都市別土地区画整理事業施行状況

令和3年3月31日現在

都市名	個人・共同施行			組合施行			公共団体施行			都市再生機構施行			合計			用途地域に 対する割合
	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	
山形市	[2] 12.7ha		[66] 12.7ha	[66] 1,592.5ha		[66] 1,592.5ha	[15] 272.3ha		[15] 272.3ha	[1] 137.6ha		[1] 137.6ha	[84] 2,015.1ha	[0] 0.0ha	[84] 2,015.1ha	49.2%
上山市			[0] 0.0ha	[4] 47.7ha		[4] 47.7ha	[1] 32.7ha		[1] 32.7ha	[1] 33.5ha		[1] 33.5ha	[6] 113.9ha	[0] 0.0ha	[6] 113.9ha	15.8%
天童市			[0] 0.0ha	[12] 373.9ha	[1] 73.2ha	[13] 447.1ha	[7] 247.2ha		[7] 247.2ha			[0] 0.0ha	[19] 621.1ha	[1] 73.2ha	[20] 694.3ha	65.3%
山辺町			[0] 0.0ha	[3] 28.9ha		[3] 28.9ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 28.9ha	[0] 0.0ha	[3] 28.9ha	13.3%
中山町			[0] 0.0ha	[2] 23.6ha		[2] 23.6ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 23.6ha	[0] 0.0ha	[2] 23.6ha	12.0%
寒河江市	[1] 1.2ha		[1] 1.2ha	[8] 130.1ha		[8] 130.1ha	[4] 77.8ha		[4] 77.8ha			[0] 0.0ha	[13] 209.1ha	[0] 0.0ha	[13] 209.1ha	23.2%
河北町			[0] 0.0ha	[6] 111.2ha		[6] 111.2ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[6] 111.2ha	[0] 0.0ha	[6] 111.2ha	32.3%
西川町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
朝日町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
大江町			[0] 0.0ha	[1] 9.5ha		[1] 9.5ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 9.5ha	[0] 0.0ha	[1] 9.5ha	3.4%
村山市			[0] 0.0ha	[2] 21.1ha		[2] 21.1ha	[1] 16.1ha		[1] 16.1ha			[0] 0.0ha	[3] 37.2ha	[0] 0.0ha	[3] 37.2ha	8.7%
東根市			[0] 0.0ha	[2] 37.5ha		[2] 37.5ha	[5] 167.4ha		[5] 167.4ha			[0] 0.0ha	[7] 204.9ha	[0] 0.0ha	[7] 204.9ha	20.0%
尾花沢市			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 39.1ha		[2] 39.1ha			[0] 0.0ha	[2] 39.1ha	[0] 0.0ha	[2] 39.1ha	12.9%
大石田町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 38.9ha		[3] 38.9ha			[0] 0.0ha	[3] 38.9ha	[0] 0.0ha	[3] 38.9ha	18.3%
新庄市			[0] 0.0ha	[6] 51.6ha		[6] 51.6ha	[1] 51.0ha		[1] 51.0ha			[0] 0.0ha	[7] 102.6ha	[0] 0.0ha	[7] 102.6ha	14.7%
金山町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
最上町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
真室川町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
米沢市	[5] 31.7ha		[5] 31.7ha	[5] 74.2ha		[5] 74.2ha	[2] 86.3ha		[2] 86.3ha			[0] 0.0ha	[12] 192.2ha	[0] 0.0ha	[12] 192.2ha	8.2%
南陽市			[0] 0.0ha	[1] 5.0ha		[1] 5.0ha	[1] 30.7ha		[1] 30.7ha			[0] 0.0ha	[2] 35.7ha	[0] 0.0ha	[2] 35.7ha	4.3%
高畠町			[0] 0.0ha	[1] 10.4ha		[1] 10.4ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 10.4ha	[0] 0.0ha	[1] 10.4ha	2.5%
川西町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
長井市			[0] 0.0ha	[2] 4.0ha		[2] 4.0ha	[2] 100.2ha		[2] 100.2ha			[0] 0.0ha	[4] 104.2ha	[0] 0.0ha	[4] 104.2ha	18.5%
小国町			[0] 0.0ha	[2] 15.4ha		[2] 15.4ha	[2] 20.6ha		[2] 20.6ha			[0] 0.0ha	[4] 36.0ha	[0] 0.0ha	[4] 36.0ha	15.6%
白鷹町			[0] 0.0ha	[2] 25.3ha		[2] 25.3ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 25.3ha	[0] 0.0ha	[2] 25.3ha	10.4%
鶴岡市	[1] 1.3ha		[1] 1.3ha	[20] 189.2ha	[1] 25.0ha	[21] 214.2ha	[6] 88.7ha		[6] 88.7ha			[0] 0.0ha	[27] 279.2ha	[1] 25.0ha	[28] 304.2ha	13.1%
酒田市	[5] 8.3ha		[5] 8.3ha	[57] 848.9ha		[57] 848.9ha	[3] 64.1ha		[3] 64.1ha			[0] 0.0ha	[65] 921.3ha	[0] 0.0ha	[65] 921.3ha	32.3%
庄内町			[0] 0.0ha	[3] 10.8ha		[3] 10.8ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 10.8ha	[0] 0.0ha	[3] 10.8ha	4.1%
三川町			[0] 0.0ha	[1] 24.1ha		[1] 24.1ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 24.1ha	[0] 0.0ha	[1] 24.1ha	
遊佐町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
合計	[14] 55.2ha	[0] 0.0ha	[14] 55.2ha	[206] 3,634.9ha	[2] 98.2ha	[208] 3,733.1ha	[55] 1,333.1ha	[0] 0.0ha	[55] 1,333.1ha	[1] 171.1ha	[0] 0.0ha	[1] 171.1ha	[276] 5,194.3ha	[2] 98.2ha	[278] 5,292.5ha	24.5%

上段〔 〕書き：地区数  
下段 : 施行面積

年度	施行者別事業認可数及び面積									
	公共団体		組合		共同・個人		公団		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
S.38まで	22	398.7	23	246.4	3	14.7			48	659.8
S.39	3	102.1	6	68.8					9	170.9
S.40	1	52.9	6	28.0	1	4.0			8	84.9
S.41			9	91.3					9	91.3
S.42	1	36.3	7	132.5					8	168.8
S.43	1	65.3	7	60.8	1	0.3			9	126.4
S.44			10	239.6					10	239.6
S.45			8	81.6					8	81.6
S.46	1	22.0	15	238.5					16	260.5
S.47			9	228.1	1	0.4			10	228.5
S.48	2	66.3	17	344.3					19	410.6
S.49	1	16.6	5	104.9					6	121.5
S.50	1	32.4	4	27.2					5	59.6
S.51	2	56.3	1	19.7					3	76.0
S.52	1	53.9	1	4.4	1	8.1			3	66.4
S.53			9	322.5					9	322.5
S.54			3	40.1					3	40.1
S.55			6	83.7	1	15.9			7	99.6
S.56	2	120.0	2	18.7					4	138.7
S.57	2	34.2							2	34.2
S.58	1	15.9	5	31.4					6	47.3
S.59			2	17.3	2	6.3			4	23.6
S.60	2	35.7	2	17.7	1	1.2			5	54.6
S.61			4	93.6					4	93.6
S.62	1	15.1	2	5.5					3	20.6
S.63			4	96.0					4	96.0
H.1			3	38.9	1	1.5			4	40.4
H.2			5	173.3					5	173.3
H.3	1	16.4	3	33.9					4	50.3
H.4			2	7.5					2	7.5
H.5	3	89.2	6	178.8					9	268.0
H.6	1	6.3	5	176.4					6	182.7
H.7	2	39.8	3	59.8					5	99.6
H.8	1	32.7	3	57.0					4	89.7
H.9	※1	1.5								1.5
H.10	2	22.7	2	137.6					4	160.3
H.11			※2 1	0.6 24.2					1	24.2
H.12									0	0.0
H.13	1	0.8	3	53.8			1	171.1	5	225.7
H.14									0	0.0
H.15			1	16.7					1	16.7
H.16			1	31.7	1	1.2			2	32.9
H.17									0	0.0
H.18			1	2.0					1	2.0
H.19			※3 1	0.1 73.2					1	73.2
H.20~H22									0	0.0
H23.					1	1.6			1	1.6
H24~H26									0	0.0
H27			1	25.0					1	25.0
H28~R2									0	0.0
H.27まで計	55	1,333.1	208	3,733.1	14	55.2	1	171.1	278	5,292.5

※1:寒河江駅前地区(寒河江市)変更認可

※2:北目地区(天童市)変更認可

※3:四ツ興野地区(庄内町)変更認可